

8都林対協発第12号

令和8年8月27日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都市町村林野振興対策協議会

会長 吉本 昂二



令和9年度東京都予算編成（林務関係）に対する要望

日頃より、市町村の林野行政について、格別のご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都の総面積の約4割を占める森林は、水源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等、多面的な機能を有する都民の貴重な財産となっています。

一方、近年、気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化、森林病虫害被害の拡大など、森林を取り巻く環境が大きく変化していることに加え、林業の担い手不足や、人件費・燃料・資材価格の高騰など、様々な課題が山積しております。

こうした状況の中、市町村においては、都民の財産である森林の公益的機能を将来にわたり維持・向上させるため、林道の整備・維持管理、間伐、森林病虫害対策など、森林整備に係る各種取組を着実に進めているところです。

また、森林の整備を適切に進め、その多面的な機能を発揮させていくためには、それを支える林業の安定的な経営と担い手の確保・育成が不可欠です。

木材生産をはじめ、水源の涵養や災害の防止、憩いの場の提供など、多面的な機能を持つ東京の豊かな森林を健全な姿で次世代に継承していくことは、東京都の林業施策における重要な課題であり、そのためには、地域の実情に応じ、市町村が継続的かつ安定的に森林整備、林業振興に取り組んでいくことが重要です。

つきましては、令和9年度東京都予算編成において、森林整備及び林業振興に係る施策の一層の充実を図られますよう、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 9 年度
東京都予算編成（林務関係）
に対する要望

東京都市町村林野振興対策協議会

目 次

1 林道改良事業への支援	1
（1）都単補助制度の拡充	
（2）市町村が管理する林道の改修支援	
（3）都が管理する林道の改修推進	
2 治山、災害復旧等の森林保全対策の推進	2
（1）治山事業・保安林整備事業への支援	
（2）災害復旧工事に係る支援の充実	
3 森林業振興施策の推進	3
（1）伐採木の活用に向けた環境整備	
（2）地場産材の有効活用を図る施策の推進	
（3）林業就業者への支援	
4 有害鳥獣・害虫駆除対策等の推進	4
（1）ニホンジカ対策の強化	
（2）ツキノワグマ対策の強化	
（3）ニホンザル対策の強化	
（4）島しょ地域の獣害対策	
（5）森林病虫害防除対策の推進	
5 森林循環の促進	6
（1）花粉症発生源対策の推進	
（2）森林再生事業の促進	
（3）長期受委託制度への支援	
（4）間伐材の搬出促進	
（5）主伐材の搬出促進	
6 「多摩の森」活性化プロジェクトの推進	8

1 林道改良事業への支援

(1) 都単補助制度の拡充

林道改良事業における補助対象経費・補助率の見直し、及び採択基準の緩和など都単補助制度の一層の拡充を図ること。

[理由]

森林の総合的管理及び林業の合理的経営にとって基幹となる林道の整備が急務となっている。

(2) 市町村が管理する林道の改修支援

安全・安心な林道の整備に向け、市町村が改修事業に積極的に取り組める制度を創設すること。制度の創設が困難な場合には、現行制度の補助の緩和を図ること。

[理由]

市町村が管理する林道は、地形が急峻なため土砂災害が起こりやすく、毎年、災害復旧工事が必要となっている。整備に係る費用は年々高騰している一方、林道改良事業及び林道高規格化事業の対象外となることが多く、維持管理に要する経費も含め市町村単独では財源の確保が難しくなっている。

(3) 都が管理する林道の改修推進

都が管理する林道で改修が必要な個所について、機能の回復・改善を図る応急復旧工事を早急に実施すること。

[理由]

災害以外での機能低下が見受けられる林道もあり、市町村が実施する森林整備事業や獣害対策に影響するため。

2 治山、災害復旧等の森林保全対策の推進

(1) 治山事業・保安林整備事業への支援

① 治山施設の改修推進

治山施設で改修が必要な個所について、早急に機能の回復・改善を図ること。

[理由]

集中豪雨・大型台風や経年劣化等により、機能が低下している治山施設が依然として存在するため、安全確保の観点に立った早急な対応が必要である。

② 荒廃地・荒廃林の整備促進

市町村と調整のうえ、荒廃地・荒廃林の再生にかかる事業を促進すること。

[理由]

災害発生防止の観点から、荒廃地・荒廃林の再生について事業を進めていく必要がある。

③ 伐採及び植林に対する助成制度の継続

伐採及び植林が持続的に行えるよう、島しょ観光資源・林産物生産振興事業費補助金を継続すること。

[理由]

枯死木等の伐採、植栽、椿苗木の育成には時間がかかるため、継続的な支援が必要である。

④ 広葉樹林の管理に対する支援

搬出困難箇所に該当しない住宅地近くに広がる広葉樹林の伐採整備に向けて、補助対象基準の緩和を図ること。

[理由]

住宅地近くに広がる広葉樹林は、倒木や落枝による災害等発生の恐れがあり、その整備に向けた財政支援等が必要である。

(2) 災害復旧工事に係る支援の充実

雪害等の災害発生後、森林や林業施設等が速やかに復旧できるよう、財政措置等の支援策を創設すること。

[理由]

近年の異常気象により、想定以上の損害が発生することが多く、林業施設等の工事や修繕等を迅速に進めるためには、災害復旧工事だけでなく、付随する地質調査や測量設計などに対する財政支援が必要である。

3 森林産業振興施策の推進

(1) 伐採木の活用に向けた環境整備

木材生産者に対する経営指導及び機器導入補助の一層の拡充、並びに多摩産材の加工センター等の整備と多摩産材の有効活用を踏まえた木材供給体制の整備を図ること。

[理由]

「森づくり推進プラン」における施策展開の基軸の一つである多摩産材の需要拡大を図るため、木材生産者の経済的競争力の強化、及び木材供給体制の構築が必要である。

(2) 地場産材の有効活用を図る施策の推進

① 市町村実施事業への支援

市町村が実施する森林整備や多摩産材利用促進事業に対する財政支援を図ること。

[理由]

組織市町村にとって森林産業は重要な地場産業であり、各市町村は、その振興のため地場産材活用対策事業を実施し、出荷事業者ならびに森林所有者へ地場産材活用対策奨励事業交付金を交付などしているが、財政力が脆弱な市町村では、事業の拡充が困難となっているため。

② 多摩産材の有効活用の推進

多摩産材の有効活用を図る施策を積極的に進めるとともに、「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト」の更なる補助率（補助額）の引上げや要件の緩和を図ること。

[理由]

都は、内装木質化等の施設整備に係る支援の対象を公共施設全般へと拡大しているが、多摩産材のさらなる有効活用を図る必要がある。

③ 積極的な広報の展開

木材の持つ良さについて、組織市町村と連携した積極的な広報を展開すること。

[理由]

より多くの人に多摩産材の魅力に触れてもらうため、TOKYO MOKUNAVI 以外の情報発信の場を市町村部に設け、木材の持つ調湿効果や高い断熱効果など、多様な効用を情報発信していく必要がある。

(3) 林業就業者への支援

林業就業者の移住・定住先となる住宅の斡旋や家賃補助、施業地となる森林の借り受け費用等に対し更なる財政支援を図ること。

[理由]

自伐型林業の推進による林業振興や地域の活性化を図るため、新規就業者だけではなく、林業就業者全般への就業後のフォローを含め、中長期的な視点から支援を充実させる必要がある。

4 有害鳥獣・害虫駆除対策等の推進

(1) ニホンジカ対策の強化

① ニホンジカ対策に対する支援

ニホンジカの駆除、捕獲及び防護柵設置等に対する支援を強化すること。

[理由]

ニホンジカによる杉や檜等の樹木への被害は依然として甚大であり、住民の安全・安心な暮らしにも大きく影響している。特に、西部山間地域では高齢化が進み、電気柵の建設及び維持管理が非常に困難となっている。

② 関係局連携の推進

関係局の一層の連携による被害対策を強化し、より効果的な取組みを実施すること。

[理由]

「東京都シカ管理計画」に基づくシカ対策にもかかわらず、ニホンジカ生息数の顕著な減少は見られず、その食害は深刻であり、森林へ重大な被害を与えているため。

③ 広域的な対策の推進

他県も含めた広域的な対策を強化すること。

[理由]

ニホンジカの被害は、行政区域を越えて同時期に発生しているため、今後更なる連携強化が必要である。

(2) ツキノワグマ対策の強化

ツキノワグマによる人的物的被害の防止及び、住民の安全確保に要する費用等について、引き続き支援するとともに、都としても対策強化を図られたい。

[理由]

近年、ツキノワグマの出没による人的及び物的被害が増加しており、今後も拡大することが想定される。

(3) ニホンザル対策の強化

他自治体と同様に、ニホンザルの「個別管理計画」を早急に策定し、都内全体の個体数管理を行うとともに、自治体との連携のもと捕獲を実施すること。

[理由]

サルの群れや個体数は増加傾向にあり、被害が西多摩地域から広域に拡大していることから、大規模捕獲が必要な状況にある。

(4) 島しょ地域の獣害対策

ニホンジカ・キョン・サル・リス・ネズミの防除対策を推進すること。

[理由]

被害が依然として発生している。

(5) 森林病虫害防除対策の推進

① マツクイムシ対策

被害の早期終息に向け、適切な対策への補助率の引上げ等、積極的な財政支援を図ること。

[理由]

国及び東京都の各種事業による防除が進められているが、依然として被害が収まらず、薬剤の樹幹注入等への支援が必要である。

② カシノナガキクイムシ対策

適切な薬剤の注入などの防除対策及び、事故防止への補助率の引上げ等、積極的な財政支援を図ること。

[理由]

各市町村において、スダジイの被害やナラ枯れの被害が依然収まっておらず、抜本的な対策が必要であることから、落枝等による事故等を防止するためにも伐採を含めた支援が必要である。

③ 椿林害虫対策

椿林害虫(トビモンオオエダシヤク、ハスオビエダシヤク、チャドクガなど)について、防除対策に対する指導及び、補助率の引上げ等、積極的な財政支援を図ること。

[理由]

駆除や薬剤散布などの防除対策が進められているものの、害虫の大量発生による被害が依然として収まっていないため。

④ ツゲノメイガ対策【新規】

ツゲ林被害の拡大を防止するため、ツゲノメイガ対策補助制度を創設し、適切な薬剤の注入などの防除対策への財政支援を図ること。

[理由]

令和6年頃から、御蔵島村においてツゲへの被害が急速に深刻化している。

5 森林循環の促進

(1) 花粉症発生源対策の推進

スギ林等主伐後の少花粉スギ等への樹種更新など、森林循環に係る事業の一層の展開を図ること。

[理由]

未だ多くの都民が花粉症に苦しんでおり、スギ林等の主伐後に行う少花粉種の植栽等による森林循環促進事業は、花粉症の発生源対策として有効性が確認されている。

(2) 森林再生事業の促進

① 間伐の継続

森林再生事業における間伐事業を継続するとともに、その搬出に対する財政支援を図ること。

[理由]

森林再生事業は、平成14年度の事業開始以降、多摩地域の荒廃した森林における公益的機能の回復・改善に効果を上げてきたが、依然として対象とすべき森林が多く存在しているため、事業継続の必要がある。また、間伐後の横伏した木材の搬出は助成対象外のため、木材活用及び林内環境改善を図ることが難しい。

② 枝打ち事業の充実

令和9年度以降も森林再生事業実施地における枝打ち事業を継続し、2回目の枝打ちを実施すること。

[理由]

事業開始時に枝打ちした現場では、木の経年成長を考慮した2回目の枝打ちが必要である。

(3) 長期受委託制度への支援

間伐にかかる補助金の増額を図るとともに、森林再生事業と長期受委託制度の連携を強化すること。

[理由]

森林循環を促進するため、間伐を着実に進めることにより、森林所有者が円滑に長期受委託へ移行できる環境を整備する必要がある。

(4) 間伐材の搬出促進

間伐材の搬出促進にかかる各種補助基準を緩和すること。

[理由]

災害防止の観点から、搬出のための林道新設や、横伏せされた間伐材の搬出促進を図ることが必要である。

(5) 主伐材の搬出促進

委託金額の増額や受託者に対する支援の拡充を図ること。

[理由]

森林所有者と立木売買契約の締結後速やかに伐採搬出を行うため、委託金額の増額や受託者に対する支援の拡充を図る必要がある。

6 「多摩の森」活性化プロジェクトの推進

森林を有しない都内自治体に交付される森林環境譲与税が多摩地域の森林でより一層活用されるよう、参加団体の拡大に向け、自治体間の調整を進めること。

[理由]

「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」により都市化の進んだ自治体と豊かな森林を有する自治体が連携して森林整備等を進めることは大変有意義な仕組みであり、参加団体を拡大し推進していく必要がある。